

亀山市
タブレット端末持ち帰り学習の
手引き

令和5年3月改定
亀山市教育委員会

1人1台タブレット端末の貸し出しについて

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末（以下 端末）を上手に活用していくことが大切です。端末はみなさんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じ学習ができると、休校時や非常時、そして家庭学習などに役立ちます。

大変便利な道具ですが、使用に関わって留意事項もたくさんあるため、『亀山市タブレット端末持ち帰り学習の手引き』を定めました。貸し出されているものであることを理解した上で、みなさんでこのルールを守り、端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

○目的

新しい時代に必要となる資質・能力「知識・技能」「思考力・判断力」「学びに向かう力」の習得を目指し、児童生徒が「自ら考え主体的に行動できる力」を身に付けるためのツールとして活用すること。

端末の使用について

○持ち帰りについて

家庭学習のために休日や臨時休業中等に持ち帰ることとしています。

学校から「端末・（長期の場合は充電器・ケーブル【希望者のみ】）」を持ち帰ります。

○家庭学習の形態について

家庭のインターネット環境を利用します。「Google 系教育アプリ」「ロイロノート」「e ライブラリ」等を使用し、授業配信の視聴や課題を解くことを行います。

○クラウドサービスの利用について

「ロイロノート」「google」「ラインズ e ライブラリ」はクラウドを利用しています。オンライン上で、学校でもご家庭でも利用できます。学習活動の把握や課題の提出、授業での教材利用のため児童の個人情報（学年、名前等）がクラウドサービス上に保存されます。

端末貸し出しに関するお願い

○端末利用の同意書について

「児童生徒用タブレット端末利用についての同意書」の内容についてお子様と確認しながら記入をお願いします。同意されない方につきましては、原則ご家庭の端末を使用することになります。同意された方でも、ご家庭の端末を使用することも可能です。また、アカウントについては、学校から指示された学習にのみ使用してください。e-ライブラリやアクセスログ等、様々なログに関して、学校や教育委員会が把握することがありますので、ご理解ください。

○端末の使い方について

亀山市で「タブレット端末使用ルール【校内・持ち帰り】」を設け、学校で使用方法の指導を行っておりますが、家庭でもお子様と端末の使用時間、方法などについて話をしてください。端末が破損した場合は、破損理由によっては修理代をご負担いただきますので、ご了承ください。また、定期的にお子さんのタブレットの使い方を見て、必要に応じてお子さんと話をしてください。

子どもたちは、端末を活用しながら情報スキル・モラルを育成していきます。
ご家庭のご協力とご理解をよろしくお願いいたします。

端末の使い方～してもいいこと・してはいけないこと～

○端末を使う時、このように使いましょう。例えば・・・

- ①学校から指示されたアプリを使って、家で視聴や学習をする。
- ②手やタッチペンを使って画面をさわる。
- ③登下校中はランドセル(中学生はカバン)の中に入れておく。
- ④使わない時は、カバーをする。
- ⑤使う前、使った後は手を洗う。
- ⑥明るい部屋で、正しい姿勢で使う。30分に1回は休けいをして目を休める。 など

端末を使う時、こんな使い方は**しません**。例えば・・・

- ①学習活動以外のことをする。
- ②お家(学校)以外の場所で使う。
- ③勉強以外のために使う。
- ④持ち帰った端末とお家のパソコンやスマホ、iPad等をつなぐ。
- ⑤自分が持ち帰った端末を他の人に貸す。(兄弟姉妹でも貸し借りはしません。)
- ⑥IDやパスワードを他の人に教える。 など

～安全に使うために～

☆上に書いてあるルールが全部ではありません。「タブレット端末使用ルール【校内・持ち帰り】」をもとに、先生やお家の人と使い方の確認をしましょう。

☆端末を使っていて、「あれ?」「これはいいのかな?」と思ったときは、先生やお家の人に相談をしましょう。自分だけで判断しないようにしましょう。

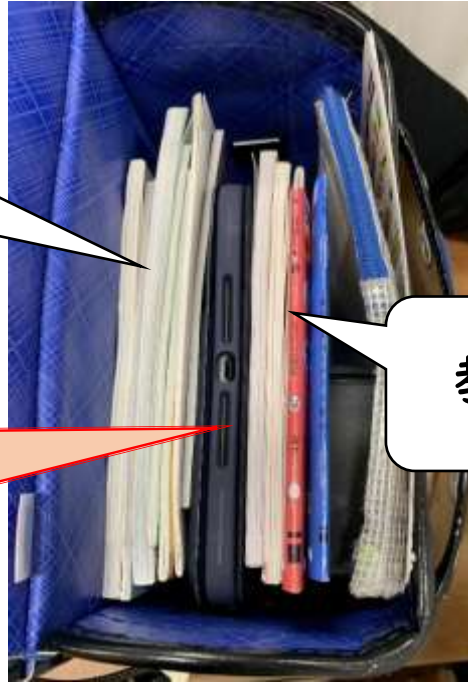
端末を持って来る・帰る時に気をつけること

※持って帰る前は、十分に充電をしましょう。

○ランドセル(中学生はカバン)に入れる時(例)

教科書・ノート

持ち帰る iPad



教科書・ノート

☆持って帰る時は、端末を教科書・ノートの間にはさんで、外からの衝撃によって壊れるのを防ぎましょう。

端末により筆箱やノートなどが入らない時は、筆箱などを学校の指示や家庭で考えて手提げに入れるなど工夫しましょう。

(※端末を持ち帰る時は、教科書などの持ち帰るものを精査する。)

☆手提げに端末を入れると、外からの衝撃を受けやすいので、必ずランドセルに入れて持ち帰りましょう。

☆必要に応じて、端末を保護するクッション性のあるカバー等を用意していただいても構いません。用意していただきますと、故障リスクは軽減されます。

○登下校中

☆登下校中は、端末はランドセル(中学生はカバン)の中から出しません。家(学校)についてから、端末を出すようにしましょう。

☆登下校中にランドセル(中学生はカバン)を置いてその場からはなれないようにしましょう。(大事な端末が入っています。とられたり、忘れたりすることが考えられます。)

タブレット端末使用ルール【校内・持ち帰り】

かめやましきょういっくいいんかい
亀山市教育委員会

みんなでこのルールを守り、学習活動のために安心安全に利用しましょう。

1. 目的

・学校で貸し出すタブレット端末(以下 端末)は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使ってはいけません。



2. 使用について

- ・自分の家と学校でのみ、使うことができます。学童や塾などでは使いません。
- ・「亀山市タブレット端末持ち帰りの学習の手引き」「同意書」もよく読み、書いてあることを守りましょう。
- ・自分の家で使う場合は、家の人とルールを決めて使います。
- ・設定により、22:30～6:00 までは、インターネットは使うことができません。
- ・登下校中は、端末をランドセル(中学生はカバン)からは出しません。
- ・使う前と使った後には、手を洗いましょう。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落として壊したり、水にぬらしたりしないように自分で十分に気をつけましょう。
- ・持ったまま走ったり、地面や床に置いたりしません。使う時に周りに食べ物や飲み物は置かないようにしましょう。また、日光の下やストーブの近くには置きません。
- ・画面をタッチするときは、鉛筆やボールペンなどで書こうとしたり、磁石をくっつけたりすることは絶対にしません。
- ・端末を使わないときは、すぐにカバーをしましょう。
学校で長時間使わないときは、保管庫に戻すか、先生から指示のある場所に片付けておきましょう。自分の家では、家の人と決めた場所に戻しましょう。
- ・休み時間や放課後は、原則使うことはできません。ただし、担当の先生が使用を認めた時は、クラブ活動や生徒会活動等で使うことができます。



3. 保管について

【学校】

- ・一日の終わりには、必ず保管庫で充電をして保管します。

【自分の家】

- ・家の人と、保管する場所について(家の中の目の届く位置)を決めておきましょう。
- ・充電が少ないときは、自分の家に充電ケーブルがあれば充電してもかまいません。



4. 健康について

- ・使う時は、明るい部屋で正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけましょう。
- ・30分に1回をめぐりに休憩をするなど、ときどき目を休めましょう。
- ・持ち帰った時には、いつ、どれくらい使うのか、家の人と話し合っ決めてみましょう。

5. 安全について

- ・学習に関係ないウェブサイトには、アクセスしません。
インターネットを使うときには、接続記録（アクセス履歴）が残ります。
- ・インターネットには制限（フィルタリング）をかけていますが、万が一、不審なサイトにアクセスしてしまった場合はすぐに画面を閉じ、先生や家の人に知らせます。
- ・自分や他人の個人情報（名前・住所・写真など）、相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは、インターネットやSNS上に絶対に書き込みません。
- ・自分の端末を他人に貸したり、使わせたりしません。兄弟でも貸し借りはしません。
また、他の人の端末は、先生から指示のない限り使いません。
- ・先生から指示のない限り、設定は勝手に変更しません。
- ・アカウントの情報（IDやパスワード）は、他の人には絶対に教えません。
- ・家にあるスマートフォンなどとデータの移行は、先生から指示がない限りしません。
- ・データの保存や整理は先生の指示がある場合のみ、学校で行うことができます。



6. カメラについて

- ・先生から指示があったときのみ、カメラを使うことができます。
- ・相手がいるところを撮影する場合は、必ず相手の許可をもらいます。撮影した写真が原因で、いじめなどにつながる可能性や法律に違反する場合がありますので、先生が許可した時以外はデータを保存しません。



7. 不具合や故障について

- ・端末やインターネットが使えなくなったときは、再起動を試みます。それでも直らなうまくいかない場合には、すぐに先生に知らせます。家の場合は、保護者の方が学校へ知らせ、次の学校へ行く日に学校へ持って行ってください。
- ・なくした場合は、すぐに学校へ知らせてください。
- ・故障、破損、紛失などにおける事由・場所によっては、故意または過失などの状況を確認し、修理代を負担してもらうことがあります。ルールを守って使いましょう。

8. 使用の制限について

- ・この「タブレット端末使用ルール」が守れないときには、端末を使うことができなくなります。
- ・あくまで亀山市から学習のために貸し出されている端末であることを意識して、大切に使うようにしましょう。



やってはいけないこと（禁止事項）

亀山市所有の貸出端末は学習活動で使うことを目的としていますので、使用しない機能を決めています。また、トラブルを未然に防ぐためにも、次のこと（禁止事項）は絶対にしないようにしてください。

<禁止事項>

- ①使用ルールを守らず、端末を壊したり、なくしたりすること。
- ②自分の端末を人に貸したり、人の端末を借りたり、操作したりすること。（教える場合を除く）。
- ③自分のIDやパスワードを人に教えること。
- ④他人のIDやパスワードを利用して使用すること。（不正アクセス行為と言って法律で禁止されています）
- ⑤画面保護フィルムやカバー、シールを無断で剥がすこと。
- ⑥学校の許可なく、登下校でランドセル（カバン）から端末を持ち出すこと。
- ⑦学校の許可なく、端末の設定を変更すること。
- ⑧学校の許可なく、端末にシールを貼ったり、文字や絵などを書いたりすること。
- ⑨学校の許可なく、端末を使って、画像や動画を撮影したり、録音したりすること。
- ⑩本人やその保護者の許可なく、人が作った作品や、人の顔写真などを使用すること。
- ⑪自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）をインターネット上にあげ、他人が自由に見られる状態にすること。
- ⑫チャット等で相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりする書き込みをすること。
- ⑬学校の許可なく、音声、音楽、画像、動画、ソフトウェア、アプリ等をダウンロードしたり、アップロードしたりすること。
- ⑭学校の許可なく、メールの登録、データの送受信等を端末で行うこと。
- ⑮ツイッターやLINEなど、SNSの登録を端末で行うこと。
- ⑯課金の伴うサービスを利用すること。
- ⑰学校外などから持ち込んだデータを、端末本体やクラウドに保存すること。
- ⑱学校のネットワーク環境の不正利用やシステム障害などにつながる行為をすること。

あくまで学校、亀山市から貸し出されているものであることを意識して、使用してください。

何か問題やわからないことがあったら、すぐに学校の先生や保護者の方へ相談しましょう。

児童生徒用タブレット端末持ち帰り学習の利用についての同意書

タブレット端末(以降 端末)の取扱いにあたり、以下の事項を保護者として同意します。また、児童生徒に対して同意事項を理解させることに努め、端末を適切に管理します。

- ・ 端末は、学習のためだけに使います。
- ・ 端末は、大切に使い、なくさない、破損しないように扱います。
- ・ 「亀山市タブレット端末持ち帰り学習の手引き」「タブレット端末使用ルール【校内・持ち帰り】」の内容を確認しました。
- ・ 端末は、「タブレット端末使用ルール」を守って使います。
- ・ ルールや手引きをよく読み、学校の方針に従います。
- ・ 家庭内における端末・充電器・ケーブルの故障や破損、紛失については、原則修理代を負担します。また、その他の場所で発生した故障、破損、紛失等についても、事由によっては、学校や教育委員会と協議の上、修理代を負担します。
- ・ 端末の正しい使い方について、「タブレット端末使用ルール【校内・持ち帰り】」をもとに子どもと話をし、家での端末保管場所と使用場所、使用時間を決めます。
- ・ アカウントは、学校の指示に従い、学習のためだけに使うとともに、他人には教えません。
- ・ 肖像権や著作権、その他の法律を遵守します。
- ・ 不適切なサイトにアクセスしたり、むやみにダウンロードしたりしません。
- ・ 端末は、ランドセル（中学生はカバン）のノート類の間に入れて持ち帰ります。
- ・ 学校から指定された返却日に必ず返却します。
- ・ 返却の時は、ランドセル(中学生はカバン)のノート類の間に入っていることを確認します。
- ・ ルールや同意内容を守ることができないときは、速やかに学校に返却します。

※学習活動の把握や課題の提出、授業での教材利用のため児童の個人情報（学年、名前等）がクラウドサービス上に保存されます。

※不正アクセスの発見やトラブル対応、利用状況の把握のために端末の操作ログやアクセスログ等を収集しており、学校や教育委員会が確認することがあります。

※データ漏洩やウイルス等の対策のため、遠隔で端末を操作し、設定の変更やロック等を行うことがあります。

※同意書を提出したからといって、必ず端末を持ち帰って学習しなければならないわけではありません。同意書を提出した後で、ご家庭の端末を使用することも可能です。

※この同意書は、保護者の方が内容を確認するためにも、毎年度求めることとしています。

上記の内容は保護者・児童生徒ともに理解していただき、安心・安全にタブレット端末を使うように心がけてください。

学校のルールに対するご理解とご協力をよろしくお願いします。

端末の家庭での Wi-Fi 接続方法

☆ご家庭の「Wi-Fi ネットワーク名」と「パスワード」を他の人に教えないように取り扱いには十分注意してください。

☆ご家庭の「Wi-Fi ネットワーク名」と「パスワード」は学校では確認できません。

①「設定」を押します。



②「Wi-Fi」を押します。



③ご家庭の接続できる「ネットワーク名」を押します。

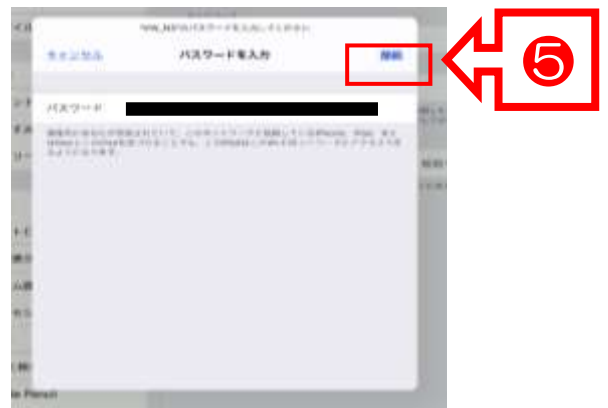


ご家庭によっては、いくつかの「ネットワーク名」が表示されることがあります。
※Wi-Fi ルーターによって、「ネットワーク名」の表示は異なります。

④「パスワード」を入力します。



⑤「接続」を押します。



以上で Wi-Fi が接続され、インターネットを通じた学習（ロイロノート等）が使用できるようになります。

端末持ち帰り Q&A

Q1 どんな端末なのですか。なぜその端末なのですか。

A 亀山市に導入されている児童生徒用端末は iPad です。導入理由としては、直感的な操作ができること、亀山市では以前より iPad が導入されて活用が進んでいたこと、などがあげられます。

Q2 「再起動」はどうやってやればいいのですか。

A ①iPad 上部にある電源スイッチを長押しします。
②画面上に出てきた「電源オフ」をスライドし、画面がオフになってから 30 秒ほど待ちます。
③apple のマークが出てくるまで長押しします。

Q3 「オンライン」とは何ですか。

A インターネットに繋がっている状態のことです。反対に、インターネットにつながっていない状態を「オフライン」と言います。ロイノートや Google 系教育アプリ等を使用するには、ご家庭でインターネットに繋ぐことが必要です。

Q4 防水や落下時の衝撃から端末を守るカバーなどはついていますか。

A 端末には、カバーとフィルムが付属してあります。衝撃耐性や耐水性については、ある程度は保証されています。精密機器なので丁寧に扱って頂くことは前提ですが、日常的な利用の範疇での振動や水濡れは問題ありません。

Q5 端末をなくしたときや破損・故障した場合はどうなりますか。

A 再起動しても直らない、画面割れなどの故障は、学校へ症状を報告し、端末を提出してもらいます。あきらかな故意や起こった場所等、理由によっては弁償も考えられます。大切にお使いください。

なお、学校から家に帰るまでは端末は使わないことになっておりますので、原則失くす場所をご家庭内であることが考えられます。また、置き忘れや子どもの握力でバックを持ち続けることのリスクを考慮すると、持ち運びの際には、小学校は直接ランドセル、中学校はカバンに入れることとしています。そのため、ご家庭での保管場所は、お子さんと相談し明確に定め、どこにあるのか常にわかるようにしてください。

端末を修理に出した場合、予備機がお子さんの手元にいくまで一時的に端末がない状態となること、ご了承ください。予備機については数に限りがございますので、すぐにお渡しすることができないことが考えられます。

Q6 端末をなくした時や破損した時は弁償になりますか。

A 端末をなくした場合、家庭内で破損した場合、明らかな故意で破損した場合は、原則として 100%保護者負担としています。登下校時に破損した場合は、原則として 50%保護者負担としています。「先生の指示なく勝手に端末を机から取り出し、落としてしまった」「水筒のお茶を飲みながら学習をしていて、お茶をこぼしてしまった」など、ルールを守らずに破損した場合も 50%保護者負担としています。学校内では、基本的には保護者負担は考えておりませんが、上記のようなルールの逸脱等、事象によっては保護者負担も想定されます。

しかし、全て事象毎に協議し、判断していくことから前述の通りではないこともあります。また、オンライン学習等、家庭学習で端末を使用する場合で、ご家庭の端末を使いたいという場合は、持ち帰りをせず、家庭の端末で学習することも可能です。

Q7 端末をあきらかに故意に破損した場合の「故意」とはどんなものですか。

A 「端末を投げて壊した」など、あきらかに故意と考えられる場合です。生徒指導上の問題も含みますので、お子さん・ご家庭・学校への聞き取りや協議の上、判断をしていきます。

Q8 充電は家ですのですか。また、充電が減っていた場合などはしてもいいですか。

A 臨時的に長期に持ち帰る場合、持ち帰りを毎日行うようになった場合等では、ご家庭での充電が必要です。その際は、お子さんは端末とともに、希望する場合は学校から充電器、ケーブルを持ち帰ります。ご家庭に充電器・ケーブルがある場合はご家庭のものを使用し、充電していただいてもかまいません。充電にかかる電気代等はご家庭でご負担していただきますこと、ご了承ください。

Q9 家庭で端末に対して何か準備しても良いですか。

A タッチペンは、紛失の可能性が高いことから原則市から支給したものは持ち帰らないようにしています。ご家庭で端末を使用する際に、ご家庭で用意したタッチペンを使用していただいてもかまいません。収納ケース（クッション性のあるもの）もご準備いただければ、故障リスクは軽減されます。

Q10 よく利用する予定である「e-ライブラリ」とはどんなものですか。

A 「e-ライブラリ」とは、ライズ株式会社製のドリル学習支援サービスです。小1～中3までの各教科の教材から学習することができます。弱点の克服や自主的・主体的な学びの促進など、一人ひとりのニーズに応じた学習を実現します。オフライン環境でも、学校でダウンロードして持ち帰れば使用できるサービスです。

Q11 アプリは端末にダウンロードできるのですか。

A アプリは、自由に追加できないように設定してあります。その他の設定においても管理ツール(MDM)を使用し制限等をかけてあるものがあります。ご理解の程よろしく申し上げます。

Q12 家のWi-Fiにはどのようにつながりますか。

A ご家庭で使用してもよいWifiの名前とパスワードをお子様に教えてあげてください。お子様のみでつなぐことが難しい場合は、お手伝いをよろしく申し上げます。通信費は、ご家庭でご負担ください。

Q13 通信量はどれくらいかかるのですか。

A 目安としましては、Zoom等、画面配信関係の通信では1時間あたり0.4GB程かかります。

Q14 モバイルルーターなどの貸し出しはあるのですか。

A 貸し出し用のモバイルWi-Fiルーターは整備されています。モバイルWi-Fiルーターを使用するために必要なSIMカード(通信契約)につきましては、保護者負担となっております。契約したい通信会社に亀山市の貸し出すモバイルWifiルーターが使えるのかどうか確認の上、ご契約いただきます。台数に限りがありますので、貸し出せない場合もあることをご了承ください。また、毎年度末に返却するかどうか、連絡することがあります。

Q15 現在宿題などを学童で行っていますが、端末で出された宿題を学童でやってもよいのですか。

A 現在は、学童での利用は考えておりません。

Q16 家庭で使用するにあたり、危険なサイトにつながる心配はありますか。

A 亀山市では全ての端末に同様のフィルタリングをかけており、学校でもご家庭でも有害なサイト等につながる場合はブロックされます。端末が危険な状態(ウイルス感染等)の場合は、自動的に端末を一時的にインターネットから隔離される状態になります。また、22:30～6:00まではインターネットにつながらない設定もかけてあります。アクセス履歴等が残ることから、指導の必要があるときには参考にすることもあります。